

横浜市道路占用料減免取扱要領

制 定 平成19年4月1日
改 正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市道路占用料条例第6条の規定による道路占用料の減免の取扱いについて、その手続及び減免率等を定めるものである。

(対象)

第2条 道路占用料の減免の対象及び減額の額は、別表1（免除）及び別表2（減額）を基準として、減免の額については、そのつど市長が定める。

(申請)

第3条 占有者が、道路占用料の減免を受けようとする場合には、「道路占用料減免申請書」（様式1）により、道路管理者に申請しなければならない。

2 道路占用料減免の申請は、道路占用許可申請と併せて提出しなければならない。

(通知)

第4条 道路管理者は、減免申請を行った占有者に対し、「道路占用料減免承認（不承認）通知書」（様式2）により、別途定めのあるものを除き、その結果を通知しなければならない。ただし、承認の場合は、道路占用許可書に減免内容を記載することにより通知書に代えることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行の際、道路の占用について既に道路占用料の減免を受けている者は、なお従前の例による。

3 自治会館及び集会場等の減額については、平成19年度は1㎡当たり月額10円とし、平成20年度以降は1㎡当たり月額20円とする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

道路占用料減免申請書

年 月 日

横浜市 長
土木事務所 長

住 所
氏 名
担当者

年 月 日に申請しました道路占用許可に係る占用料について、横浜市道路占用料条例第6条第1項の規定により（免除・減額）されますよう申請します。

占用物件	
占用の場所	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
申請の理由	

(様式2)

道路占用料減免承認（不承認）通知書

年 月 日

様

横浜市長
_____土木事務所長



年 月 日の申請に係る道路占用料の減免については、

承認

することに決定しましたので、通知します。

不承認

納付については、別添の納入通知書によりお支払いください。

(注意)

- 1 この処分についてのお尋ねは、(電話 _____) に連絡してください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分については、上記2の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記2の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

道路占用料減免の対象物件

1 全額免除するもの

区 分	対 象 物 件 等
条例第6条第1項第1号に該当するもの	地方財政法第6条に規定する公営企業が占用するもの
条例第6条第1項第2号に該当するもの	(1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設 (2) 鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（道路が鉄道事業の施設を使用する場合で無償であるときに限る。）
条例第6条第1項第3号に該当するもの	公職選挙法による選挙運動のために使用するもの
条例第6条第1項第4号に該当するもの	(1) 街灯 (2) 公共の用に供する通路（公衆が24時間又は鉄道の運行時間帯、道路交通の一環として通行している、鉄道等の公共施設と連絡する通路、又は、行政の施策として設置された通路）
条例第6条第1項第5号に該当するもの	(1) 無料で不特定多数の人に開放している公園、広場及び運動場 (2) カーブミラー (3) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板等で営利目的がなく道路の美化又は公衆の利便に寄与又は歴史性、地域性があると認められるもの (4) 公共的団体が非営利的な目的で設置する有線放送線等施設、水管、下水道管、その他の管路及び防災を目的とした器具置場、救助袋固定環 (5) 商店街等が犯罪防止を目的に設置する防犯カメラ (6) 商店街等が設置するアーチ及びアーケード (7) 沿道家屋から道路に出入りするために法敷を占用する専用通路で幅が4メートルまでの部分（ただし、他法令等で4メートル以上の幅員が義務付けられている場合は、その規定する部分までとする。） (8) ガス・電気・電気通信・水道・下水道の各戸引込電線及び地下埋設管 (9) 公益事業者及び公共的団体が設ける道路横断電線 (10) 道路附属物を無償で添加している電柱又は電話柱 (11) 電柱（送電塔は含まない。）又は電話柱所有者が自らの電線を架線した場合の道路縦断電線 (12) 地上権等により、道路敷の権原を取得して道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件。ただし、地上権設定の際、占用料徴収を前提としている場合は、この限りでない。 (13) 道路拡幅等に伴う、供用部分の道路から沿道家屋に出入りするために占用する未供用部分の道路における通路で幅が4メートルまでの部分（ただし、他法令等で4メートル以上の幅員が義務付けられている場合は、その規定する部分までとする。） (14) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設 (15) 路線バス事業者及びタクシー事業者が設けるバス停留所標識、タクシー乗場案内板及び上屋 (16) 受信障害解消のための難視聴線施設 (17) 地方公共団体等が災害救助のために建築する応急仮設住宅 (18) 交通管理者の指導により設置する交通規制周知横断幕・看板 (19) バナーフラッグ掲出のため、道路照明灯及び商店街灯に設置するバナーフラッグ掲出用ポール (20) 横浜市が共催する事業・イベント等 (21) 道路協力団体が業務として行う道路占用（活動区域内において、看板等の掲出や占用物件への標識等の貼付により、道路協力団体が活動していることを外部に明示する場合に限る。）

	(22) 道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設（令和13年3月31日までとする。）
--	--------------------------------------------------

2 一部免除するもの

区 分	物 件	要 件	減免率又は占用料額
条例第6条第1項第4号に該当するもの	(1) 駐車場法で規定する路外駐車場	駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定されたもの	75% ただし、地下駐車場施設建設期間中は全額免除
	(2) 公共の用に供する通路	公衆が常時道路交通の一環として通行している通路で、公共性の高い通路	50%
条例第6条第1項第5号に該当するもの	(1) 電気自動車等用充電機器	占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力の供給など）が行われる場合	90%
	(2) 電線類の地中化に伴う管路等	ア 道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。）	8/9
		イ 電線類が上空に設置されていない道路において、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件	8/9
	(3) 電柱又は電話柱	公安委員会の設ける交通信号灯、若しくは道路付属物以外の防犯灯を添架している電柱又は電話柱	50%
	(4) 柱状型機器	「無電柱化推進計画」に伴い地中化した電線類に係るもの	8/9
	(5) 地下街及び地下室	ア 機械室、洗面所、案内所、無料休息所及び保安員詰所 イ 地下街及び地下室、地下駐車場	固定資産税評価額より算出した額の50% 「占用料徴収事務の取扱いについて」（昭和43年9月20日付け建設省道政発第44号）の記1（2）及び（3）により算出した占用料額
(6) 突出看板	個人又は中小企業者からの申請によるもの	1㎡当たり3,000円/年	

	(7) 巻付看板	電柱、電話柱等に巻き付けられた看板で、個人又は中小企業者から依頼を受けて掲出しているもの、又は住所案内等の公共的内容を表示しているもので2㎡未満のもの	1㎡当たり3,000円/年
	(8) 袖看板	電柱、電話柱等に添加された看板で、個人又は中小企業者から依頼を受けて掲出しているもの、又は住所案内等の公共的内容を表示しているもので2㎡未満のもの	1㎡当たり6,500円/年
	(9) バス停留所上屋への添加広告	表裏2面に表示しているもの	30%
	(10) バナーフラッグ	「商店街街路灯への有料広告物掲出に係る横浜市版ガイドライン」に基づくもの	1㎡当たり310円/月
	(11) 駐車場法で規定する路外駐車場	駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定されたものを除く。	50%
	(12) 自治会館及び集会所等		1㎡当たり20円/月
	(13) 小型の無線基地局	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局	70%
	(14) 自転車等駐車器具	一般公共の用に供されるもの	50%
	(15) イベント等	横浜市が後援する、又は横浜市の施策に寄与するものとして関係区局から副申を受けたイベント等	50%を限度とする。
	(16) 太陽光発電設備及び風力発電設備	占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力の供給など）が行われる場合	90%
	(17) 国家戦略特別区域法施行令第24条、都市再生特別措置法施行令第17条又は中心市街地の活性化に関する法律施行令第5条に掲げる施設等	占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力の供給など）が行われる場合	90%
	(18) 道路法施行令第16条の2に掲げる歩行者利便増進施設	占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定	90%

	<p>設等</p> <p>(19) 主として地下鉄の形態により鉄道事業を經營する者の保有する鉄道等</p>	<p>又は道路施設への電力の供給など)が行われる場合</p> <p>第3セクターの地下鉄道事業者のうち、その資本構成において、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資の比率が50%以上のもの</p>	<p>87%</p>
--	-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------